

一般社団法人出羽三山羽黒山伏会 会長挨拶・設立趣旨



羽黒修験に集いし輩の集団 一般社団法人出羽三山羽黒山伏会 代表理事・会長 田代貢一

(羽黒派古修験道 秋の峰 先達山伏 貢晴)

羽黒修験に集いし輩(ともがら)の皆様に対し、当法人の設立に際して、一言、ご挨拶を申し上げます。

予てより、羽黒修験に集いし輩の皆様から、羽黒山伏相互の親睦をはかる交流会開催などのご要望が多く寄せられていたところでもございました。これを受け、平成23年9月中頃、有志が相集い協議を重ねましたところ、月山卯歳御縁年の機会でもございましたこと、出羽三山神社「錬成修行道場」、羽黒派古修験道「秋の峰」峰中、出羽三山神社「神子修行道場」、「出羽三山回峰行」等、主要な修行を終えて秋気やや澄みわたる頃合いでもございましたことから、この機会を逃すべからくと俄然一致して、平成23年9月25日、羽黒山伏相互の親睦をはかる趣旨のもとに「羽黒山伏交流会」の会名に威儀を正しながら、設立発起の次第になったのでございます。

直後、輩の多くの皆様よりは「羽黒山伏交流会」設立へのご賛同のメッセージやお励まし、ご提言、そして当会運営の大前提になる会員基本名簿への登録のお申し出などを積極的にお寄せ頂いたのでございます。

有志一同、このような好意的な態様に接し、その精神的な幹根を想えば、1,400年を優に越える尊い羽黒派古修験道に命を賭し打ち込んで培われたご高德と、不屈の精神態度が成せることであると確信したのでございました。

この経緯を踏まえ、翌24年には「羽黒山伏交流会」の主目的である「親睦を図る」に「研鑽を図る」を併せて掲げ、当会の名称も発展的に捉えて「羽黒修験に集いし輩の集団 羽黒山伏会」と改称した次第でもございました。まさに羽黒派古修験道に行ずる方々が、山形の縣(あがた)を超えて全国より参集できるその受け皿的な組織に再構築したのでございます。

斯様にして任意団体として活動の羽黒山伏会は、更に平成26年5月29日には、法的にも公的にも認知された存在である法人組織「一般社団法人出羽三山羽黒山伏会(いっばんしゃだんほうじんでわさんやまはぐろやまぶしかい)」として、新たなスタートを切ったのでございます。

新生した当法人の出羽三山羽黒山伏会は、出羽三山に連綿と受け継がれ、今に古儀を厳修する四季折々の羽黒派古修験道に集う輩である羽黒山伏が、相互の親睦と羽黒修験の研鑽を図りながら、その絆を真横にギシッと束ねて「羽黒派古修験道」の御隆盛に貢献し、出羽三山の大神様のご加護の許、自他ともに無上の

幸福を追求する目的に資するため、各種の事業活動を行って参りますこと、定款の冒頭に掲げているのでございます。

ご承知の通り当法人の会員対象は、全国に散在する羽黒修験に集いし輩の皆様でございます。加えて出羽三山の信仰に関心を寄せられる一般の老若男女の方々も数多に会員の対象にしているのでございます。全国に散在する多くの会員対象の皆様より厚くご信任を頂戴するためにも、事業活動をより積極的に推進する社会的な責任の重大性を認識すればこそと、法人化への組織の切り替えは必然であり、当法人の設立時理事の皆様のご賢明なご判断に依ることが全てでございました。

法人化への法的な諸手続きは、弁護士や司法書士等の法律の専門家に一切頼ることなく、本部事務局にて法律文書を紐解きながら定款作成と関連する手続き書類等を整えて参りました。そして公証役場の公証人より定款認証手続きを受け、直ぐに法務局へ法人登記簿記録への申請手続きを行ったのでございます。

為に設立時の理事や監事である 19 名の有志会員の皆様には、大変なご協力を頂戴したのでございました。

法人設立のための法定費用や関連する経費を含めて 200,000 円にも及ぶ高額な拠出金のご提供、印鑑証明書と理事・監事への就任承諾書、委任状等の法定書類をご準備頂きながら、最も重要な定款原本書類への押印作業など、煩雑な法的事務手続きを 2 カ月余りも掛けて行って頂いたのでございました。

公証役場で定款の認証に当たる公証人が曰く。19 名の設立時理事の多さに驚かれ、更に羽黒山伏の集団が一般社団法人の設立を目論む等の事例は全国的にも皆無であることから、その煩雑な認証手続きが予想されると述べられたのでございました。

万般に全国の会員の皆様よりのご負託にお応えするためにも、斯様にして当法人の設立時理事全員が心を合わせて自前で作り上げた画期的な法人組織の誕生になったのでございます。

斯様な公的にも法的にも認知された存在としての「一般社団法人出羽三山羽黒山伏会」を今後、如何様にして成長発展に導いて往くのかは、当法人を構成する会員の皆様お一人お一人のサポートに掛かっておりますこと、是非にとまご理解を頂ければと存じます。

山形の縣を越えて羽黒山伏の輩の絆を真横にギシッと束ねる当法人「出羽三山羽黒山伏会」の存在は、縦系列を中心的に結び付けてきた出羽三山の永い修験社会でも類を見ない特異性があることから、当法人の設立を反社会的な新興宗教の誕生ではないかと訝る誤解も漏れ聞こえてくることに。

為に出羽三山神社様に対しては、「一般社団法人出羽三山羽黒山伏会」本部事務局より諸事を詳細にご報告申し上げ、同時に万般のご指導とご協力を数多に頂戴しながら、社会的に健全な組織活動の運営に努めて参りますことは至極当然で申し上げるまでもございません。

お蔭様にて、当法人が斎行する主要行事「定例行事」等を順調に運営できますこと、真に以って有り難いことでございます。

会員の皆様より斯様な「一般社団法人出羽三山羽黒山伏会」の活動の実態をご承知頂くためにも、「定例行事」斎行のご案内状を定期的にお届けすることは勿論、その過程にては多くのご提言やご支援を頂戴し、組織強化を図りながら当法

人の成長へと結び付けることができれば幸甚でございます。

当法人の実務を担当する役員一同、一步一步の鈍い歩みでございまして、粉骨砕身の覚悟で前進致して参りますので、何卒、宜しく御助力を賜ります様に、重ねてお願いを申し上げます次第でございます。

ありがとうございました。

当法人設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 設立時理事 | 長谷川芳吉(福島県喜多方市) |
| 2. 設立時理事 | 田中浅雄(山形県山形市) |
| 3. 設立時理事 | 今野吉一(山形県村山市) |
| 4. 設立時理事 | 石井清志(山形県鶴岡市羽黒町) |
| 5. 設立時理事 | 草島進一(山形県鶴岡市) |
| 6. 設立時理事 | 劔持定次(山形県鶴岡市) |
| 7. 設立時理事 | 本望英紀(新潟県新潟市) |
| 8. 設立時理事 | 椎名卓巳(茨城県日立市) |
| 9. 設立時理事 | 森サキイ(東京都八王子市) |
| 10. 設立時理事 | 四役順子(岩手県久慈市) |
| 11. 設立時理事 | 本田真理子(東京都小平市) |
| 12. 設立時理事 | 渡辺章(山形県西村山) |
| 13. 設立時理事 | 千葉純也(宮城県仙台市) |
| 14. 設立時理事 | 高橋裕司(北海道札幌市) |
| 15. 設立時理事 | 工藤一郎(山形県鶴岡市) |
| 16. 設立時理事 | 齊藤耕治(山形県庄内町) |
| 17. 設立時理事 | 小野和彦(山形県酒田市) |
| 18. 設立時理事 | 田代貢一(山形県酒田市) |
| 19. 設立時監事 | 野尻佳代子(山形県鶴岡市) |
| 20. 設立時代表理事 | 田代貢一(山形県酒田市) |

当法人設立時の実務担当役員は、次のとおりである。

| 役職 | 氏名 |
|----------|--|
| 顧問 参与 | 田中浅雄(山形県山形市) 今野吉一(山形県村山市) |
| 相談役 | 石井清志(鶴岡市羽黒町) 長谷川芳吉(福島県喜多方市) 工藤武司(北海道小樽市) |
| 会長 | 森サキイ(東京都八王子市) |
| 副会長 | 田代貢一(山形県酒田市) 齊藤耕治(山形県庄内町) 小野和彦(山形県酒田市) |
| 専務理事 | 草島進一(山形県鶴岡市) |
| 常務理事 | 千葉純也(宮城県仙台市) 劔持定次(山形県鶴岡市) 高橋裕司(北海道札幌市) |
| 監事 | 野尻佳代子(山形県鶴岡市) |
| 事務局長 | 田代みどり(山形県酒田市) |

都道府県支部長

東京都小平市支部長
東京都狛江市支部長
福岡県朝倉市支部長
福岡県敦賀市支部長
千葉県印西市支部長
千葉県佐倉市支部長
埼玉県さいたま市支部長
香川県高松市支部長
北海道札幌市支部長
茨城県日立市支部長
福島県喜多方市支部長
福島県南相馬市支部長
宮城県仙台市旭丘堤支部長
宮城県石巻市支部長
宮城県仙台市泉区支部長
新潟県新潟市支部長
新潟県見附市支部長
新潟県村上市支部長
岩手県久慈市支部長
山形県米沢市支部長
山形県天童市支部長
山形県大江町支部長
山形県東村山支部長
山形県西村山支部長
山形県鶴岡市支部長
山形県鶴岡市支部長

本田眞理子
佐藤保雄
大森真人
古川晃実
宮本元秀
足立耕司
川北充博
河野裕司
高橋卓巳
椎名芳吉
長谷川ハツミ
八巻吾恵
千葉昭和
内海廣実
村山英紀
本望直偉
佐野邦義
山賀純子
四役節子
後藤優子
蜂谷敏男
清野敏生
石川幸章
渡辺一郎
工藤文夫
豊田文夫